

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定  
を改正する議定書の説明書

外  
務  
省



目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
1	協定の目次の改正	一
2	協定第一章（総則）の改正	一
3	協定第二章（物品の貿易）の改正	二
4	協定第七章（自然人の移動）の改正	二
5	協定第七章のA（電子商取引）の組み込み	二
6	協定第九章（知的財産）の改正	三
7	協定第十章（政府調達）の改正	四
8	協定第十五章（最終規定）の改正	四
9	協定附属書の改正	四
10	議定書の附属書及びその付録の位置付け	五
11	効力発生	五
12	議定書の附属書	五
三	議定書の実施のための国内措置	一〇



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

平成二十年（二千八年）七月に発効した経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）について、我が国とインドネシア共和国は、平成二十七年（二千十五年）五月以降、協定第百五十一条の規定に従って協定の一般的な見直しを行い、交渉を行ってきた。その結果、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、令和六年（二千二十四年）八月八日に東京及びジャカルタにおいて、我が方上川外務大臣と先方ズルキフリ商業大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、我が国とインドネシア共和国との間の物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の幅広い分野においてルールを一層整備するものである。この議定書の締結により、我が国とインドネシア共和国との間の経済関係の更なる強化が図られることが期待される。

## 二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十六箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 協定の目次の改正

この議定書の附属書Aに掲げる目次が協定の目次に代わることを定める（第一条）。

### 2 協定第一章（総則）の改正

- (1) 協定第二条1を改め、協定の一般的定義に「議定書」及び「貿易関連的所有権協定」の定義を追加する（第二条）。
- (2) 協定第十一条を改め、一般的例外として認められる措置には環境に関する措置が含まれること等を定めるとともに、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置として中核的な公共基盤の防護のためにとる措置を追加すること等を定める（第三条）。

- 3 協定第二章（物品の貿易）の改正  
協定第二十六条(b)を改め、物品の貿易に関する小委員会が、その任務として、協定第二章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること等を定める（第四条）。
- 4 協定第七章（自然人の移動）の改正  
協定第九十五条を改め、各締約国は、入国及び一時的な滞在等に関し、自国の法令に従い、要件を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努めること等を定める（第五条）。
- 5 協定第七章のA（電子商取引）の組込み  
協定第七章の次に協定第七章のAを加えることを定める。同章の規定の概要は、次のとおりである。（第六条）
  - (1) 同章の規定の適用範囲について定める（改正後の協定第九十六条のA）。
  - (2) 同章における「コンピュータ関連設備」、「個人情報」等を定義している（改正後の協定第九十六条のB）。
  - (3) 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持すること等を定める（改正後の協定第九十六条のC）。
  - (4) 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持すること等を定める（改正後の協定第九十六条のD）。
  - (5) 締約国は、電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持することを定める（改正後の協定第九十六条のE）。
  - (6) いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないこと等を定める（改正後の協定第九十六条のF）。
  - (7) いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める（改正後の協定第九十六条のG）。
  - (8) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における

- 輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならないこと等を定める（改正後の協定第九十六条のH）。
- (9) 電子商取引に関する協力について、中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること等を定める（改正後の協定第九十六条のI）。
- 6 協定第九章（知的財産）の改正
- (1) 協定第百六条3を改め、各締約国が自国の必要な手続に従い加入するよう努める国際協定に、千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を追加する（第七条）。
- (2) 協定第百十二条を改め、各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人等が、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正する機会を確保することを定める（第八条）。
- (3) 協定第百十三条を改め、各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間中に当該意匠を公開しないよう請求することができること等を定める（第九条）。
- (4) 協定第百十四条の次に協定第百十四条のAを加え、各締約国が自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること等を定める（第十条）。
- (5) 協定第百七条を改め、不正競争行為について、他の者の商品又はサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を不正に使用する行為等を禁止すること等を定める（第十一条）。
- (6) 協定第百十九条を改め、国境措置に関し、不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放の停止の申立ての二回以上の輸送への適用、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品の留置又は当該物品の解放の停止における通知、職権による当該物品の解放の停止、権利者による税関当局への情報提供等について定める（第十二条）。
- (7) 協定第百二十条を改め、締約国の司法当局は、民事上の司法手続において、損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有すること等を定める（第十三条）。
- (8) 協定第百二十一条を改め、各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及

び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保すること等を定める（第十四条）。

#### 7 協定第十章（政府調達）の改正

- (1) 協定第二百二十四条の前に協定第二百二十三条のAから協定第二百二十三条のCまでを加えることを定める。これらの条の規定の概要は、次のとおりである。（第十五条）

ア 各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること及び政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施することをを行うよう努めること等を定める（改正後の協定第二百二十三条のA）。

イ 各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であつて自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を速やかに公表することを定める（改正後の協定第二百二十三条のB）。

ウ 一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与えることを定める（改正後の協定第二百二十三条のC）。

- (2) 協定第二百二十四条を改め、各締約国は、政府調達に関する両締約国間の連絡等を円滑にするため、連絡部局を指定すること等を定める（第十六条）。

- (3) 協定第二百二十四条の次に協定第二百二十四条のAを加え、政府調達の制度に関する理解を高めるための両締約国間の協力について定める（第十七条）。

- (4) 他の条の改正に伴う協定第二百五条2の規定の技術的な修正について定める（第十八条）。

#### 8 協定第十五章（最終規定）の改正

- (1) 協定第五十条を改め、協定の附属書及び注釈のほか、協定の付録も協定の不可分の一部を成すことを定める（第十九条）。

- (2) 協定第五十二条3を改め、両締約国政府間の外交上の公文の交換によって行うことができる改正の対象として、統一システムの改正に伴う協定附属書一に関係する改正であつて関税率の変更を伴わないものを追加する（第二十条）。

#### 9 協定附属書の改正

- 協定附属書一及び協定附属書八から協定附属書十までを、この議定書の附属書Bからこの議定書の附属書Eまでに定めるところによりそれぞれ改めることを定める（第二十一条から第二十四条まで）。
- 10 議定書の附属書及びその付録の位置付け  
この議定書の附属書及びその付録がこの議定書の不可分の一部を成すことを定める（第二十五条）。
- 11 効力発生  
この議定書の効力発生等について定める（第二十六条）。
- 12 議定書の附属書
- (1) 附属書A（協定の目次の改正）  
協定の新たな目次について定める。
- (2) 附属書B（協定附属書一の改正）
- ア 協定附属書一第一編（一般的注釈）の改正  
協定附属書一第一編に規定する一般的注釈を、イに記載する日本国の関税に係る約束の修正及びウに記載するインドネシアの関税に係る約束の修正にそれぞれ対応したものとなるよう修正する。
- イ 協定附属書一第二編（日本の表）の改正  
協定附属書一第二編に定める日本国の関税に係る約束に関し、百十四品目について関税の撤廃及び引下げ等を行うことを定める。その概要は、次の表のとおりである。

品名	基準税率	関税撤廃等の内容（この表において「即時関税撤廃」とは、この議定書の効力発生の日に関税が撤廃されることを意味する。また、括弧内の年数はこの議定書の効力発生の日からその後の

魚（きはだまぐろ等）	三・五％、一〇・五％等	最初の三月三十一日までの期間を一年目とする。）
果実（生鮮のバナナ及び生鮮のパイナップル）	一	即時関税撤廃、段階的関税撤廃（六年目、八年目又は一六年目）
魚調製品（かつお缶、まぐろ缶、かつお節、かつお・まぐろ調製品等）	六・四％、七・二％等	関税割当ての合計割当数量の修正（注1）
果実調製品（グレープフルーツ・ジュース等）	二一・三％、二五・五％等	即時関税撤廃（注2）、段階的関税撤廃（六年目、八年目又は一六年目）
調味料（マヨネーズ等）	一二・八％等	段階的関税撤廃（八年目）
飲料（水（砂糖を加えたもの）、ノンアルコールビール（砂糖を加えたもの）等）	一三・四％	段階的関税撤廃（一一年目）
エチルアルコール（酢酸エチル又はエチルアミンの製造の用に供するもの）	一	即時関税撤廃
有機化学品（ソルビトール）	一	関税割当ての合計割当数量の修正（注1）

（注1） 各年における修正後の合計割当数量は次のとおり。

生鮮のバナナについて、各年における関税割当ての合計割当数量を従来の千トンから四千トンに修正する。

生鮮のパイナップル（重量の小さいもの）について、各年における関税割当ての合計割当数量を従来の三百トン

から八百トンに修正する。

ソルビトールについて、各年における関税割当ての合計割当数量を従来の二万五千トンから三万トンに修正する。

(注2) かつお節及びかつお・まぐろ調製品について、関税上の特惠待遇を受けるためには、付録Aにその詳細を規定する品目証明書を添付する必要がある。

ウ 協定附属書一第三編（インドネシアの表）の改正

協定附属書一第三編に定めるインドネシアの関税に係る約束に関し、二十五品目について関税の撤廃、関税の引下げ等を行うことを定める。その概要は、次の表のとおりである。

品名	基準税率	関税撤廃等の内容（この表において「即時関税撤廃」とは、この議定書の効力発生の日に関税が撤廃されることを意味する。また、括弧内の年数はこの議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間を一年目とする。）
米（短粒種米）	1 一キログラムにつき四五〇イン ドネシア・ルピア	関税割当ての設定（注1）
米粉	一五%	段階的関税撤廃（六年目）
熱延鋼板（酸洗いしたものであって、コイル状のものであり、幅が六〇〇ミリメートル以上、厚さが三ミリメートル未満		関税削減（二年目まで毎年一%ずつ削減）等（注2）

満かつ炭素含有量が全重量の〇・六％未満のもの等	冷延鋼板（コイル状のものであって、幅が六〇〇ミリメートル以上かつ厚さが三ミリメートル未満のもの） （厚さが〇・五ミリメートル未満のもののうち、厚さが〇・一七ミリメートル以下かつ炭素含有量が全重量の〇・六％未満のもの及びブリキ用の原板を除く。）	一五％	関税削減（二年目まで毎年一％ずつ削減）（注2）
板ばね（自動車用のもの、土工機械用のものを除く。）	一・二％	関税削減（五年目まで毎年一％ずつ削減）	
コイルばね（自動車用のもの、土工機械用のものを除く。）	一・二％	関税削減（五年目まで毎年一％ずつ削減）	
ステンレス鋼のクランプアセンブリ（パイプ用のもの）	五％	段階的関税撤廃（六年目）	
ブンゼンバーナー	五％	段階的関税撤廃（六年目）	
セダン（シリンダー容積が一八〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇立方センチメートル以下のもの）	五％	段階的関税撤廃（六年目）	
ステーションワゴン・スポーツカー等	五％	段階的関税撤廃（六年目）	

(シリンダー容積が一八〇〇立方センチメートルを超え三〇〇〇立方センチメートル以下のもの。ただし、四輪駆動のものを除き、シリンダー容積が一八〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇立方センチメートル以下のものに限る。)

(注1) 米(短粒種米)について、関税割当てを設定し、各年における合計割当数量は八千五百トンとする(枠内税率は一千グラムにつき四百五十インドネシア・ルピア、枠外税率は実行最恵国税率)。

(注2) 表に記載した特恵待遇のほか、特定用途免税制度(自動車及び自動車部品、電気及び電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる鋼材であって、一定の要件を満たすものについて、関税を不適用とする制度)の運用の改善について規定する。具体的には、輸入時には同制度の適用の要件を満たしていたものの輸入後に同制度の要件を満たさなくなった産品に対しては、前年における合計輸入数量の六十五%に相当する数量までについて特恵関税(五・二五%)が適用されることを定める。

(3) 附属書C(協定附属書八の改正)

ア 協定附属書八第一編(日本国の特定の約束に係る表)の改正

協定附属書八第一編に定めるサービスの貿易に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

(ア) 各分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等について定める。

(イ) 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)についての約束の範囲を拡大する。

イ 協定附属書八第二編(インドネシアの特定の約束に係る表)の改正

協定附属書八第二編に定めるサービスの貿易に関するインドネシアの特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

- る。
- (ア) 自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途の高層建築物に限る。）に関するサービスについて約束を行う。
- (イ) 倉庫サービスについて約束を行う。
- (ウ) 貨物運送取扱サービスについて約束を行う。
- (4) 附属書D（協定附属書九の改正）
- 協定附属書九第一編（日本国の表）を改め、サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない日本国の措置として、日本国における土地の取得等について定める。
- (5) 附属書E（協定附属書十の改正）
- ア 協定附属書十第一編（日本国の特定の約束）の改正
- 協定附属書十第一編に定める自然人の移動に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。
- (ア) インドネシアの自然人のうち、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者及び日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、その一時的な滞在の期間を五年までの期間に改める。
- (イ) インドネシアの自然人のうち、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者の入国及び一時的な滞在に係る約束及び条件を改める。
- イ 協定附属書十第二編（インドネシアの特定の約束）の改正
- 協定附属書十第二編に定める自然人の移動に関するインドネシアの特定の約束を修正する。具体的には、日本国の自然人のうち、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、業務活動の範囲を拡大する。

### 三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

